

広島県告示第三百二十号

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成三年広島県条例第四号）第十七条第
二項の規定によって、大規模行為届出対象地域の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定解除区域

福山市

二 指定解除の効力発生日

平成二十四年四月一日